

松本大学同窓会 奨学金案内

2025年度

出願〆切 **2025年6月30日（月）17時**

提出先 学生センター内 学生課

松本大学同窓会



松本大学同窓会奨学生募集要項

松本大学同窓会奨学金は、本学建学の理念を顕揚するため、誠実で学習意欲が高く、かつ経済的に就学が困難な学生に対して、学費の一部を貸与するものです。
貸与された奨学金は卒業後に返還することになります。

- 応募資格
1. 誠実で、学習意欲が高いこと。
 2. 経済的事項のため就学が困難であること。
 3. 在学中に突然の災害等やむをえない事由により学業を続けることが経済的に困難になったもの。
 4. 日本学生支援機構貸与奨学金、他の貸与奨学金を受けていないこと。
日本学生支援機構・その他団体の貸与奨学金との併用はできません。
 5. その他松本大学同窓会奨学金委員会が特に認めたもの。
- 貸与者数
- ①学部・短期大学部・大学院に在籍する1年次生 若干名
②不測の事態により、経済的に困難となったもの 若干名
※①②ともに特待生及び留学生は除く。
- 貸与金額
- ①学費のうち授業料分（1年次後期以降）※施設費・諸会費は含まない。
②学費のうち授業料分（不測の事態の際の適宜対応）※施設費・諸会費は含まない。
※申請内容などを鑑み、貸与開始時期については本人の希望を聞き、松本大学同窓会奨学金委員会で判断する。
- 貸与期間
- 大学学部生は4年後期まで
（1年後期、2年前・後期、3年前・後期、4年前・後期の計7回）
短期大学部生・大学院生は2年後期まで
（1年後期、2年前・後期の計3回）
※各学年進級時に継続願を提出する。留年した場合、貸与は延長されません。
※本人の希望があれば、1年前期分も貸与する。
- 貸与方法
- 本人へ送金せず大学事務局へ送金し学費（授業料）に充当する。
貸与と共に借用証書を提出すること。
1年前期分を希望する場合は本人の口座へ振込をする。
- 募集期間
- 2025年6月2日（月）～2025年6月30日（月）**
- 募集方法
- 本学ホームページより概要を確認し各自申請を行う。
結果は松本大学同窓会奨学金委員会にて選考の上、通知する。
- 返還方法
- 卒業後、規程にて定めた年数で返還（無利息）とし、本人の口座より自動引落としにて月払い。第1回返還は卒業年の10月。
- 出願〆切
- 2025年6月30日（月）17時** 学生課窓口へ提出
- 記入上の注意
- ・申込時現在で記入。
 - ・記載内容が事実と相違している場合は採用後でも採用を取り消す。
 - ・記入は黒のペンまたはボールペンを使用すること。
 - ・修正する場合は二重線を引き、訂正印を押すこと。
 - ・家族欄の勤務先等は、主婦・家事手伝い・無職等もその旨記入し、在学中の者は、学校名を記入。
 - ・年金受給者は年間所得額欄に金額を記入。
 - ・日付は西暦で記入。
- 問い合わせ先
- 学生課までお問い合わせください。

松本大学同窓会奨学金規定

第1条（目的）

松本大学同窓会奨学金（以下同窓会奨学金という）は、本学建学の理念を顕揚するため、誠実で学習意欲が高く、かつ経済的に修学が困難な学生に対し、学費の一部を貸与するものである。

第2条（資格）

本学に在学する学生で、次の条件を備えているもの。但し、特待生及び留学生は対象としない。

- 1 誠実な学生で、学習意欲が高いこと。
- 2 経済的事情のため学生の身分である修学が困難であること。
- 3 在学中に突然の災害等やむをえない事由により、学業を続けることが経済的に困難になったもの。
- 4 日本学生支援機構貸与奨学金、他の貸与奨学金お貸与を受けていないこと。
- 5 その他奨学金委員会が特に認めたもの。

第3条（貸与者数及び貸与額、貸与期間）

- 1 新規入学者で奨学金利用希望者の中から、1年次後期分より毎年若干名に貸与する。但し、前条3号による場合は、新規入学者に限定しない。
- 2 貸与金額は、学費のうち授業料分とする。施設費・諸会費は含まない。
- 3 貸与期間は、卒業年度までとする。留年した場合、貸与の延長はない。本人の希望があれば、1年前期分も貸与する。
- 4 貸与方法は、本人へ送金せず大学事務局へ送金し学費（授業料）に充当する。1年前期分を希望する場合は本人の口座へ振込をする。

第4条（償還方法）

- 1 大学院・短大生は卒業後5年間で、大学生は卒業後8年間で償還するものとし、卒業年次の10月を第1回に、本人の口座より自動引き落としにて月払いをする。但し、増額償還ならびに償還途中での一括償還は妨げない。
- 2 但し、第3条3号の中で、1年前期分より貸与された場合、1号の5年間で6年間に、8年間で10年間に置き換えるものとする。

第5条（利息）

無利息とする。但し、奨学金の償還を遅延した場合は、償還すべき金額に対し、年5%の割合で延滞金を支払う。この場合、日割り計算とする。

第6条（申込手続き方法）

- 1 奨学金の利用を希望する学生は、連帯保証人の同意を得た上で所定の同窓会奨学生願書（様式1）を大学を通じて同窓会事務局に提出する。連帯保証人は保護者とする。
- 2 奨学金の受付は、原則毎年6月1日～6月末日とする。但し、第2条3号の場合は、随時とする。
- 3 2年次も貸与を希望する場合は、継続用借用証書（様式3-2）及び同窓会奨学金継続願（様式5）を提出する。

第7条（選考）

- 1 選考は、奨学金委員会（以下委員会という）において行い、その可否を決定する。
- 2 委員会は副会長で構成し、委員長は委員の互選とする。

第8条（借入手続）

奨学金の貸与が決定した学生は、次の書類を大学を通じて委員会に提出する。

- (1) 連帯保証人及び保証人と連署の誓約書及び借用証書（様式2・3）。
保証人は4親等以内で生計が別である者。
- (2) 委員会は、契約に際し連帯保証人及び保証人の適格要件を調査するため連帯保証人調書及び保証人調書（様式4）、あわせて所得証明書、印鑑証明を添付させる。
- (3) その他委員会が提出を求めた書類。

第9条（身分等変更の届出）

奨学金の貸与を受けている学生（以下奨学生という）は、次の理由により身分などに変更のあった場合は、所定の書類（様式5-1、5-2）を連帯保証人と連署の上、直ちに届け出るものとする。

- (1) 休学・復学および退学。
- (2) 本人・連帯保証人及び保証人の身分・住所その他重要事項の変更。
但し、本人が病気・死亡の場合は、連帯保証人が本人にかわって届け出るものとする。

第10条（失格）

委員会が次の理由で奨学生として不適当と認めた場合は、直ちに資格を失うものとする。

- (1) 学則により退学、停学の処分を受けたとき。
- (2) 成績不良、もしくは学生として素行が好ましくないと認めたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (4) 正当な理由なく、前条の届出を怠ったとき。
- (5) その他、この奨学金を受けることが不適当と認めたとき。

第 1 1 条（奨学金の返還）

- 1 奨学生は、前条により資格を喪失した場合は、それまでに支給された奨学金の全額を委員会の指定する期日までに返還する。
- 2 進学をした場合のみ延納を受け付ける。希望する場合は、大学を通じて同窓会事務局に奨学生在学届（様式 6）を提出する。

第 1 2 条（停止）

奨学生が休学となった場合は、その期間奨学金の支給を停止し、退学した場合は資格を喪失する。また、第 2 条の条件を欠いた場合も資格を喪失する。退学した場合の奨学金返還は、前条の定めによる。

第 1 3 条（規定の変更）

この規定の変更は、同窓会常任幹事会の議を経て決定する。

第 1 4 条（事務）

本奨学金に関する事務は、同窓会事務局において行う。

第 1 5 条（その他）

資格審査等細則を設ける。

（付則） この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 2 3 年 7 月 1 5 日から適用する。
この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 2 8 年 4 月 2 1 日から適用する。
この規程は、平成 3 0 年 7 月 2 1 日から適用する。
この規程は、令和 元年 9 月 3 日から適用する。

松本大学同窓会活動のあらまし

松本大学同窓会は、平成 1 4 年 4 月松本大学の開学と合わせ、それまでの松商学園短期大学同窓会を名称変更し新たなスタートをきりました。当同窓会は昭和 33 年に設立され、同窓生約 20,600 名を擁する組織で、歴史もあり比較的活発な活動を行っています。

当同窓会は、同窓会・大学・学生が「三位一体」となってそれぞれの発展をはかる為活動の目的を次の点においています。

第一は同窓生相互の親睦と連帯の強化をはかること

同窓生の大半が長野県内の出身者であり居住していることから、日常相互の親睦と連帯は密に保たれております。加えて本会が主催する総会、各卒業年次の代表者による幹事会をはじめ、マレットゴルフ大会、ホームカミングデー等を通し、より理解を深めるよう努めています。その他、支部活動への援助、同窓会報の発行等があります。

第二は大学に対する協力

大学施設、設備の拡充・整備への協力があげられます。特に近年は、松本大学教育拡充募金に対し積極的な協力を行ってきました。過去の主なものとして体育館のどんちょう、ピアノ、音響機器、キャンパス内の植樹等があげられます。

このほか、大きなプロジェクトの時には、全同窓生に呼びかけ応分の協力も行ってきました。

第三は現役学生に対する援助

入学・卒業時の全学生に対する記念品及び各クラブ活動に対する援助、海外留学生への援助、同じく奨学生としての援助があります。

平成 1 1 年度より学費に対する「奨学金貸与」、平成 3 0 年度より「海外留学生奨学金貸与型」があります。一人でも多くの優秀な学生が学べるよう同窓会をあげて協力したいと思います。

松 本 大 学 同 窓 会